

岐阜市地方創生応援税制寄附取扱要綱

平成28年7月29日 決裁
改正 令和元年12月12日 決裁
改正 令和3年5月7日 決裁
改正 令和6年6月24日 決裁
改正 令和7年2月28日 決裁
改正 令和8年3月25日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方創生の取組をさらに加速させていくことを目的として地方公共団体が行う地方創生事業に対し法人から寄附を募る地方創生応援税制における寄附（認定地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。以下同じ。）に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）に関連する寄附をいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の使途)

第2条 寄附は、本市の認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業のうち寄附をする法人（以下「寄附者」という。）の指定するもの（以下「指定事業」という。）の運営に活用するものとする。

(寄附の申出)

第3条 寄附をしようとする法人（以下「申出者」という。）は、岐阜市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（様式）を、指定事業が完了する日までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、市長が認める方法により寄附の申込みを受けることができる。

3 申出者は、次条の規定による寄附の依頼を受けるまでの間において、書面をもって寄附の申出を取り下げることができる。

(寄附の依頼)

第4条 市長は、本市の認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に定められた事業のうち全部又は一部の事業が完了し、事業費の額が確定したときは、申出者に対し、寄附を依頼するものとする。ただし、寄附の金額が事業費の額を超えないことが確実に見込まれる場合は、事業費の額が確定する前においても寄附を依頼することができる。

(寄附の撤回)

第5条 申出者は、市に寄附をするまでの間において、市長が認めたときは、書面をもって寄附を撤回することができる。

(寄附の方法)

第6条 寄附は、本市の認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業期間における年度ごとに、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市長が発行する納入通知書による納付
- (2) 銀行振込
- (3) 次に掲げる事項を市長に申し出た上で地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に委託して行う納付
 - ア 申出者の名称及び代表者の氏名
 - イ 法人番号
 - ウ 寄附の対象となる指定事業
 - エ 寄附金の額
- (4) 物品の引渡し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 前項第3号に規定する方法により寄附を行う場合にあっては、前3条の規定は適用しない。

(暴力団等の排除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、寄附の申込み及び寄附をすることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(受領証の発行)

第8条 市長は、寄附があったときは、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）別記様式第3に定める受領証を寄附者に交付するものとする。

(礼状及び感謝状)

第9条 市長は、寄附を確認したときは、速やかに礼状を寄附者に贈呈するものとする。

2 市長は、寄附が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する礼状に代えて、感謝状を贈呈することができる。

- (1) 寄附の金額の合計額が100万円以上であるとき。
- (2) 式典その他の催物において寄附者へ謝意を表すとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。

(寄附の受入れの拒否等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附の受入れを拒否し、又は受け入れた寄附を返還するものとする。

- (1) 寄附が地方自治法第96条第1項第9号に規定する負担付きの寄附であるとき。

(2) 寄附者が第7条各号のいずれかに該当する者であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、寄附の受入れが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定による寄附の受入れの拒否又は返還をしたときは、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附台帳の整備)

第11条 市長は、寄附の適正な管理を図るため、次に掲げる事項を記載した台帳を整備するものとする。

(1) 寄附者の所在地

(2) 寄附者の名称及び代表者の氏名

(3) 法人番号

(4) 寄附の申出日及び寄附を希望する金額（物品による寄附を希望する場合にあっては、これらの事項に加えて物品の品名、数量及び単価）

(5) 指定事業の名称

(6) 寄附者の名称及び寄附の金額（物品による寄附の場合にあっては、物品の品名、数量及び単価を含む。以下同じ。）の公表に関する同意の有無

(7) 寄附の納付日及び寄附の金額

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(公表)

第12条 寄附者の名称及び寄附の金額は、当該寄附者の意向を確認の上、市ホームページにより公表するものとする。

2 寄附の受入状況及び活用状況は、市広報紙への掲載その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式（第3条関係）

岐阜市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

法人の名称及び代表者の氏名

法人番号

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附として、下記のとおり申出をします。

なお、申出に当たり、次に掲げる者に該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

記

- 1 事業名 ()
- 2 寄附の金額 (円)
- 3 物品の明細 ※物品による寄附の場合のみ記載すること。
 - (1) 品名 ()
 - (2) 数量 ()
 - (3) 単価 (円)

◆寄附に関する公表について

寄附に関する法人の名称及び寄附の金額（物品による寄附の場合にあつては、物品の品名、数量及び単価を含む。以下同じ）の公表について、次のいずれかに○を付けてください。

- 1 法人の名称及び寄附の金額について公表を了承する。
- 2 法人の名称については公表を了承するが、寄附の金額については公表を了承しない。
- 3 公表を了承しない。

※ 上記の意向に従い、市ホームページへの掲載その他の方法により公表します。

紹介事業者名：